

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 指定障害児通所支援事業者の指定
- 指定居宅サービス事業者の指定
- 〃
- 〃
- 指定居宅サービス事業者等の指定
- 指定居宅サービスの事業の廃止
- 〃
- 〃
- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- 〃
- 〃
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- の更新
- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定
- の更新
- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退

指導監査室

健康推進課

障害福祉課

〃

〃

【公告】

目次

- 基本測量の実施
- 道路の位置の指定
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 〃

担当課（室）

監理課
建築指導課

〃

〃

◎岡山県告示第四百十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和四年十月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

こども発達支援 すてっぷ

2 所在地

井原市七日市町一二二番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

和源株式会社

2 主たる事務所の所在地

井原市七日市町一二二番地一

三 指定年月日

令和四年十月一日

四 事業所番号

三三五〇七〇〇〇九六

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

令和4年10月4日 岡山県公報 第12436号

◎岡山県告示第四百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和四年十月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

@くるー津山

2 所在地

岡山県津山市小田中二五二番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社えすわーく

2 所在地

岡山県津山市小田中二五二番地

三 指定年月日

令和四年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二五二七

五 サービスの種類

訪問介護

令和4年10月4日 岡山県公報 第12436号

◎岡山県告示第四百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和四年十月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション スマイル

2 所在地

岡山県久米郡美咲町小原一五一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社心笑

2 所在地

岡山県久米郡美咲町小原一五一

三 指定年月日

令和四年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三八〇〇六四二

五 サービスの種類

訪問介護

令和4年10月4日 岡山県公報 第12436号

◎岡山県告示第四百二十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和四年十月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション花あかり

2 所在地

岡山県赤磐市桜が丘西九丁目三〇番一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社いるくる

2 所在地

岡山県岡山市東区広谷六八〇番地九七

三 指定年月日

令和四年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇一五一

五 サービスの種類

訪問介護

令和4年10月4日 岡山県公報 第12436号

◎岡山県告示第四百二十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和四年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

あいらの杜 和気

2 所在地

岡山県和気郡和気町衣笠四九二―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社はれコーポレーション

2 所在地

岡山県岡山市北区表町一丁目五番一号

三 指定年月日

令和四年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二三〇〇八五九

五 サービスの種類

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

令和4年10月4日 岡山県公報 第12436号

◎岡山県告示第四百二十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年十月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターつやま健康クラブ

2 所在地

岡山県津山市元魚町六〇―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社アルネ健康クラブ

2 所在地

岡山県津山市元魚町六〇―一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和四年九月二十日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一三二二三

五 サービスの種類

通所介護

令和4年10月4日 岡山県公報 第12436号

◎岡山県告示第四百二十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年十月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターゆうぜん

2 所在地

岡山県津山市沼六八三番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社大幸

2 所在地

岡山県津山市沼六八三番地一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和四年九月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二四六九

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第四百二十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年十月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションゆうぜん

2 所在地

岡山県津山市沼六八三番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社大幸

2 所在地

岡山県津山市沼六八三番地一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和四年九月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二四五一

五 サービスの種類

訪問介護

令和4年10月4日 岡山県公報 第12436号

◎岡山県告示第四百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ひかり美作事業所

2 所在地

美作市檜原下一四七番地三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

美来創研株式会社

2 主たる事務所の所在地

美作市檜原下一四七番地三

三 指定年月日

令和四年十月一日

四 事業所番号

三三一五〇〇一九七

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

令和4年10月4日 岡山県公報 第12436号

◎岡山県告示第四百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

@くるー津山

2 所在地

津山市小田中二五二番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社えすわーく

2 主たる事務所の所在地

津山市小田中二五二番地

三 指定年月日

令和四年十月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇九〇四

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

令和4年10月4日 岡山県公報 第12436号

◎岡山県告示第四百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション スマイル

2 所在地

久米郡美咲町小原一五一一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社心笑

2 主たる事務所の所在地

久米郡美咲町小原一五一一番地

三 指定年月日

令和四年十月一日

四 事業所番号

三三一三八〇〇二六四

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

◎岡山県告示第四百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和四年十月四日

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

岡山県知事 伊原木 隆 太

社会医療法人清風会 津山ファミリークリニック

津山市高野本郷一二七九―二八

令和四年十月一日

そうごう薬局 児島店

倉敷市児島稗田町一八三八―一

令和四年十月一日

ドレミ薬局 倉敷下庄店

倉敷市下庄四六五―五

令和四年十月一日

おかやま薬局 総社東店

総社市井手五八八―一

令和四年十月一日

訪問看護ステーションみこと

倉敷市藤戸町天城六二五―五

令和四年十月一日

◎岡山県告示第四百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和四年十月四日

指定した医療機関

名称

ウエルネス薬局

所在地

津山市田町三五―一

担当する医療の種類

調剤

岡山県知事 伊原 隆 太

指定年月日

令和四年十月一日

◎岡山県告示第四百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和四年十月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

更新年月日

きたぞの薬局東一宮店

津山市東一宮五五―五

調剤

令和四年十月一日

井原薬局

井原市井原町二二九―一

調剤

令和四年十月一日

◎岡山県告示第四百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和四年十月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

辞退年月日

木村眼科

都窪郡早島町早島一四六七―五

眼科

令和四年八月二十九日

笠岡市立市民病院

笠岡市笠岡五六二八―一

腎臓

令和四年八月三十一日

笠岡市立市民病院

笠岡市笠岡五六二八―一

腎移植

令和四年八月三十一日

令和4年10月4日 岡山県公報 第12436号

〔四九一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。
令和四年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市内	測量区域
基本測量（GNSS測量）	測量の種類
令和四年十月十七日から令和五年二月二十八日まで	測量期間

令和4年10月4日 岡山県公報 第12436号

〔四九二〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和四年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇二四号 令和四年九月二十 二日	浅口市鴨方町六条院中字三ヶ田四 二二一番六	五・〇二 五・〇三	三五・〇〇

令和4年10月4日 岡山県公報 第12436号

〔四九三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

井原市木之子町字四反田二七七九―四、二七八一―五、二七八二―一、二七八三―一、二七八三―二、二七八四―二、二七八四―八、二七八三―一地先から二七八三―

二地先水路、二七八三―一地先から二七八三―二地先道

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都品川区大崎一丁目一―二

株式会社ローソン

代表取締役 竹増 貞信

三 許可年月日及び許可番号

令和四年九月二十二日岡山県指令建指第二四三号

令和4年10月4日 岡山県公報 第12436号

〔四九四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十月四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字田中一五八―一、一五八―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中庄一八〇―一ベルカーサー〇―

高田 和俊

三 許可年月日及び許可番号

令和四年七月一日岡山県指令建指第一二八号